

特別対策の実施及び検討状況について

保険料の軽減対策①

6月12日 政府特別対策

1 (20年度における当面の対策)

- ・ 7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。

なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方についても、同等の軽減措置を講ずる。(8.5割軽減)

【20年度における対応】

- ・ 均等割額が7割軽減されている被保険者について、10月以降の保険料を徴収しない(特別徴収、普通徴収とも)ことにより、実質的に8.5割軽減とする。
- ・ 対象者に対して保険料額変更通知を送付。
【対象者数：250,931人、影響額：1,651,543,500円】
(平成20年8月27日現在)
- ・ 実施にあたり、所要の条例改正を7月16日の広域連合議会に提案し、原案どおり可決された。
- ・ 保険料額変更通知時に特別軽減措置にかかる見直し内容のチラシを同封、また、7月18日に同内容の新聞広告を掲載。
(別紙1-1、1-2を参照)

保険料の軽減対策②

6月12日 政府特別対策

2 (20年度における当面の対策)

- ・ 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入210万円程度まで）について、原則一律50%軽減とする。（20年度に実施するかどうかは広域連合に委ねる）

【20年度における対応】

- ・ 所得の低い（年金収入で年額211万円以下）方について、所得割額を50%軽減する。
- ・ 対象者に対して保険料額変更通知書を送付。
【対象者数：52,922人（1との重複者9,021人含む。）】
【影響額：664,220,000円】
（平成20年8月27日現在）
- ・ 実施にあたり、所要の条例改正を7月16日の広域連合議会に提案し、原案どおり可決された。
- ・ 保険料額変更通知時に、特別軽減措置にかかる見直し内容のチラシを同封、また、7月18日に同内容の新聞広告を掲載。
（別紙1-1、1-2を参照）

保険料の軽減対策③

6月12日 政府特別対策

3 (21年度における対策)

- ・ 所得の低い方への配慮として、7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減とする。
- ・ 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入210万円程度まで）について、所得割を50%程度（所得に応じて軽減率を変えることも検討）軽減する。
※具体的な基準の設定については広域連合に委ねる。

【21年度における対応】

- ・ 上記の負担軽減措置は、恒久措置となる予定だが、財源が不明確（基盤安定制度であれば都道府県3/4・市町村1/4となる。）。
- ・ 所得割の軽減率の具体的な基準の設定は広域連合に委ねることとされており、20年度における所得割50%軽減を変更するかどうか、現在検討中（例えば100%、75%、50%、25%等）。

【必要な手続及び課題】

- ・ 財源については、21年度概算要求時には盛り込まれていないが、予算編成過程で検討されることとなっている。
- ・ 再度の「後期高齢者医療に関する条例」の改正が必要（国の状況から、来年2月の広域連合議会定例会への提案を予定。）。

保険料の軽減対策④

6月12日 政府特別対策

4 以上の措置を講じてもなお保険料を支払えない事情がある方については、個別の減免も含め、市区町村におけるきめ細かな相談体制を整備する。

【対応】

- ・ 広域連合において、既に保険料の減免に関する規程を設けており、市町村においても相談する被保険者の実情を適切に把握するとともに、個別相談に適切に対応する。
- ・ きめ細かな相談体制の整備について、市町村に改めて依頼している。
- ・ 市町村における相談体制の整備については、市町村に対し所要額調査を実施し、国へ報告済。

※ 窓口端末の増設要望 52市町村82台
 相談スペースの確保要望 9市町村

【必要な手続及び課題】

- ・ 市町村における相談体制の整備に係る費用については、国において措置される予定だが、交付基準の細部については、現在国で調整中。

保険料の普通徴収の拡大について

6月12日 政府特別対策

5 年金からの保険料徴収については、以下の場合、申し出により普通徴収ができることとする。

- ① 国保の保険料を確実に納付していたもの（本人）が、口座振替により納付する場合
- ② 連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が180万円未満）で、その口座により納付する場合

【対応】

- ・ 7月25日付けで特別徴収の対象とならない被保険者の範囲を拡大するための政令改正が行われた。（別紙2-1、2-2を参照）
- ・ 保険料額変更通知時に、普通徴収の拡大にかかる見直し内容のチラシを同封、また、7月18日、31日に同内容の新聞広告を掲載。（別紙1-1、1-2を参照）
- ・ 具体的な口座振替の手続は、市町村で実施。
【口座振替となった者：16,576人（道調査、8月末時点）】
- ・ 今後もパンフレット等で周知を図る。

診療報酬における終末期相談支援料、 後期高齢者診療料について

6月12日 政府特別対策

6 診療報酬における終末期相談支援料については、当面凍結することを含め、取扱いについて中医協で議論を行い、速やかに必要な措置をとるとともに、検証する。後期高齢者診療料についても、中医協で速やかに具体的な検証作業に着手する。

【対応】

- ・ 7月1日、国において終末期相談支援料の算定の凍結が決定。終末期相談支援料、後期高齢者診療料ともに、中医協において検証作業に着手しており、今後も国の動きを見極めていく。

広域連合及び市区町村の役割等について

6月12日 政府特別対策

7 制度についての広域連合及び市区町村の果たすべき役割と責任分担を明確に規定する。さらに、国、都道府県、広域連合、市区町村を通じて一層の広報活動を行うとともに、特に保険料に関する相談対応について、市区町村の役割を明確にする。

【対応】

- ・ 7月25日付けで相談対応について市町村の役割を明確にするための政令改正が行われた。（別紙2-1、2-2を参照）
- ・ 懇切丁寧な対応について、市町村との連携を密にして対応する。
- ・ 市町村広報誌などあらゆる機会を通じた広報の実施。
- ・ 相談対応については市町村に要請するとともに、広域連合としても住民からの電話相談等に対し懇切丁寧に対応することとしている。
- ・ 国から都道府県を通じ、市町村に対しきめ細かな住民説明会の実施について要請中。
- ・ 特別対策に関する広報事業については、広域連合として交付基準額を定め、各市町村に交付予定。予算については、7月16日の広域連合議会にて原案どおり可決された。

【必要な手続及び課題】

- ・ 特別対策に関する広報事業に係る費用については、国において措置される予定だが、交付基準の細部については、現在国で調整中。

医療費助成事業及び人間ドック費用への助成事業について

6月12日 政府特別対策

8 長寿医療制度との関連で自治体独自の医療費助成事業や人間ドック費用への助成事業の在り方について、様々な指摘がある。これらの事業は、自治体独自の事業であることから、それぞれの自治体において、その実情も勘案しつつ、高齢者の方々に対する十分な情報提供や理解を得るための取り組みを含め適切な対応を求める。また、広域連合や市町村の創意工夫による健康増進への取り組みを促進する。

【対応】

- ・ 広域連合としての健康増進事業への取り組みについては、国において所要の財源措置が講じられたことから、実施する方向で検討中。（具体的な内容については、資料6にて別途説明）
- ・ 医療費助成事業については、道が市町村の意見を踏まえ、再検討した結果、後期高齢者医療制度に加入することを要件とする現行制度を維持することとなった。

【必要な手続及び課題】

- ・ 広域連合や市町村が行う健康増進事業の実施に係る費用については、国において措置される予定だが、交付基準の細部については、現在国で調整中。
- ・ 健康増進事業の実施に伴い、「後期高齢者医療に関する条例」の改正が必要（11月の広域連合議会定例会への提案を予定。）。

事務事業実施について

6月12日 政府特別対策

9 本制度に基づく各種事務事業の実施に当たっては、分かりやすい説明、見やすい印字などに心がけるべきであり、例えば、保険証の切替え時期には、印字を大きく変更するなど高齢者の方々に十分配慮すべきである。

【対応】

- ・ パンフレット、チラシ等の作成に当たっては、配慮する。
- ・ 被保険者証については、平成21年8月の一斉更新に向けて文字の大きさや証の材質について検討していく。

【必要な手続及び課題】

- ・ 被保険者証の様式変更については、標準システム以外の別仕様となることから、新たに経費が発生することとなる。

資格証明書の運用について

6月12日 政府特別対策

10 資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前通りの運用とし、その方針を徹底する。

【対応】

- ・ 市町村の意見を踏まえ、「相当な収入」の基準など、広域連合として統一的な運用基準を検討中。

【必要な手続及び課題】

- ・ 資格証明書の交付にかかわる要綱の改正を行う。

被用者保険の被扶養者からの保険料徴収の凍結について

9月9日 与党プロジェクトチームの検討結果

1 1 被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入時から2年間の軽減措置（均等割5割軽減）に加えて、平成20年4月から9月の半年間は凍結し、平成20年10月から平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減した額としている。

平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様に9割軽減の措置を継続する。

【対応】

- ・ 国において必要な財源措置が講じられた場合は、所要の条例改正を行う（国の状況から、来年2月の広域連合議会定例会への提案を予定。）。

【必要な手続及び課題】

- ・ 被保険者が混乱しないよう、速やかで分かりやすい広報の実施が必要。

長寿医療制度の施行による加入関係の変化に伴う 問題について①

9月9日 与党プロジェクトチームの検討結果

12 「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設について

月の途中で75歳となり長寿医療制度に移行する場合、移行前後の医療保険制度においてそれぞれ自己負担限度額を支払い、限度額が2倍になるという問題が生じうる。これについては、従前と同様の限度額となるよう、75歳に到達した月において、移行前後の医療保険制度における自己負担限度額をそれぞれ本来額の2分の1に設定することとし、平成21年1月から実施する。

【対応】

- ・ 現在、国において政令改正に係るパブリックコメントを実施中。
(具体的な内容については、別紙3を参照)

【必要な手続及び課題】

- ・ 標準システムの新たな改修が必要となる。
- ・ 被保険者が混乱しないよう、速やかで分かりやすい広報の実施が必要。
- ・ 平成20年4月1日に遡り適用される予定となっていることから、広域連合及び市町村の事務処理負担が増加する。

長寿医療制度の施行による加入関係の変化に伴う 問題について②

9月9日 与党プロジェクトチームの検討結果

13 長寿医療制度の創設により新たに現役並み所得になる 方への対応について

長寿医療制度の創設に伴い、一部の方については、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず新たに現役並み所得と判定され、自己負担割合が1割から3割となるという問題がある。これについては、従前と同様1割負担のままとすることとし、平成21年1月から実施する。

【対応】

- ・ 現在、国において政令改正に係るパブリックコメントを実施中。
(具体的な内容については、別紙4を参照)
なお、本広域連合における対象者数は8月末現在で501人。

【必要な手続及び課題】

- ・ 標準システムの新たな改修が必要となる。
- ・ 12月中に被保険者証の差し替えが必要となる。
- ・ 被保険者が混乱しないよう、速やかで分かりやすい広報の実施が必要。

その他

特別対策で示された制度の見直しに関し、今後検討することとされている事項は別紙5のとおり。